明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○健康保険法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一二〇）　二

○酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**五六）　二

〔告　示〕

○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（**国家公安委**五三）　三

○無線機器型式検定に合格した機器の件（**総務**三八四）　三

○消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（**消防庁**三〇）　三

○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**法務**四六五）　三

○除籍が滅失した件（**同**四六六～四六八）　三

○除籍の一部が滅失した件（**同**四六九）　三

○日本国に帰化を許可する件（**同**四七〇）　三

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**四七一）　四

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**四七二）　四

○有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件の一部を改正する件（**厚生労働**四〇一）　五

○酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律施行令第五条第二項の農林水産大臣の指定する者を定める件（**農林水産**一五三九）　五

○保安林の指定をする件（**同**一五四〇～一五四六）　六

○港湾運営会社の指定の申請の内容を縦覧に供する件（**国土交通**一〇五八）　六

○平成十八年国土交通省告示第五百九十八号の一部を改正する件（**同**一〇五九）　六

○道路に関する件（**関東地方整備局**三七二）　七

○道路に関する件（**中部地方整備局**一六九）　七

○海岸法改正に関する件（**四国地方整備局**七四）　八

○道路に関する件（**九州地方整備局**二一五～二一九）　八

〔国会事項〕

国家公安委員会　警察庁　防衛省　九

〔皇室事項〕

官庁事項　一〇

〔官庁報告〕

アマチュア局の保証実施者について（総務省）　一〇

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇

最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示五、静岡同二）　一〇

国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

公証人法第十三条に規定する公証人の採用、製造たばこ小売定価、金融商品取引業者の登録取消し処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二

地方公共団体

公債償還（東京都区）関係　二九

会社その他　三〇